

IP通信網サービスに係る提供条件特約

お客様と当社は、当社のIP通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）に定めるIP通信網サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための契約（約款の定めに基づき成立する契約をいいます。以下「附合契約」といいます。）について、その一部の提供条件を約款の定めとは異なる条件で当社がお客様へ提供することを目的として、この提供条件特約（以下「本特約」といいます。）を締結します。

（適用条件）

第1条 当社は、次に掲げる条件をすべて満たす本サービスについて、第2条（特約事項）に定める特約を適用します。

- (1) 本サービスの申込みを当社のWebサイト（ICT Business Mall <https://bizmall.ntt.com/products/detail/12c6c4e1-c1f3-11ec-9930-c2bf750ee556>）から行うこと

（特約事項）

第2条 当社が提供する本サービスに係る提供条件のうち、特約事項は次のとおりとします。

- (1) 本サービスの料金その他の提供条件は別記のとおりとし、別記に定めのない料金及び工事費等その他の提供条件は、約款の規定を適用します。
- (2) 当社は、本サービスを提供するにあたり、約款料金表第1表（料金）に規定する料金を基準として算出する額とされている事項については、前号に規定する料金を基準として取り扱うものとします。
- (3) 当社は、本サービスを提供するにあたり、約款に定める割引及び料金の減額の規定を適用しません。
- (4) 当社は、本サービスの提供にあたり、約款に定める最低利用期間を適用しません。
- 2 前項に掲げるものを除いては、約款の定めにより本サービスを提供することとし、約款に変更があった場合は、変更後の約款の定めによることとします。
- 3 本特約と約款の内容に齟齬が生じた場合、本特約の規定が優先するものとします。
- 4 約款は、当社所定のホームページ（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）においてこれを掲載します。

（準拠法）

第3条 本特約の準拠法は日本法とします。

〔別記〕適用料金

（1）初期費用

本サービスの利用に係る初期費用のうち、[表1]に記載する費用については、[表1]に規定の金額にて提供します。

〔表1〕初期費用（税別）

初期費用	適用価格
ネットワーク工事費（回線の開通に係るもの）	¥0-
IPoE対応ルータ工事費用（お客様設置(DIY)）	¥0-

（2）定額利用料等

本サービスに係る定額利用料について、本サービスの利用の開始日の翌月1日から適用とし、それまでの期間について無料とします。